皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウガンダ大統領ヨウェリ・カグタ・ムセベニ閣下の大統領再任につき、五月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月十四日

中国運輸局長　金子　修久

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
WR－CG－26－000029 BK－CG－26－000014	第三天正丸	140896	日本	令和八年一月三十日	令和八年四月十五日

法務

公証人任免

青沼潔は公証人に任命され、東京法務局所属公証人森隆志の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人森隆志は役場を設置すべき地を東京都中央区に変更指定された。

千川亜紀は公証人に任命され、前橋地方法務局所属元公証人棚橋哲夫の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人田玉修一は願により公証人を免ぜられた。

五社浩幸は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人田玉修一の後任を命ぜられた。

池邊光彦は公証人に任命され、静岡地方法務局所属元公証人藤原俊二の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人星野敏は願により公証人を免ぜられた。

後藤知宏は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人星野敏の後任を命ぜられた。

高松法務局所属公証人穴澤太市は願により公証人を免ぜられた。

大久保健司は公証人に任命され、高松法務局所属公証人穴澤太市の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）

公　　告

諸事項

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年５月14日

中国経済産業局長　林　揚哲

名称	株式会社広島銀行
本店の所在地	広島県広島市中区紙屋町一丁目３番８号
登録番号	中国（個）第７号－５
営業廃止年月日	令和８年４月１日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告